

三重県石油業協同組合
理事長 亀井 喜久雄

三重県庁・国土交通省関係契約価格変更について

記

2. 契約単価 (消費税抜き)

(桑名)	桑名市、桑名郡、いなべ市、員弁郡	(伊勢)	伊勢市、度会郡
(四日市)	四日市市、三重郡	(志摩)	志摩市、鳥羽市
(鈴鹿)	鈴鹿市、亀山市	(伊賀)	伊賀市、名張市
(津)	津市、	(尾鷲)	尾鷲市、北牟婁郡
(松阪)	松阪市、多気郡	(熊野)	熊野市、南牟婁郡

***再度確認をお願いします**

- ①物品購入伝票の給油日記入の確認、請求は所属別でお願いします。
- ②請求書の提出期限は、毎月10日迄に組合必着でお願いします。
- ③給油量は1リットル単位、または小数点第一位までの給油にしてください。
- ④請求先のコード番号は必ず記入してください。お支払通知書に記載してあります。